

強制執行と破産

～平成30年4月18日最高裁第二小法廷決定～

貸金や売掛金を回収するため、訴訟を提起し判決を得たとしても、債務者が任意に弁済しないときは、判決に基づいて強制執行を行います。債務者の預金や不動産等を差し押さえ、その換価金から配当を受けることになります。

一方で、強制執行を受けた債務者は、預金が差し押さえられて運転資金が引き出せなかったり、期限の利益を喪失し金融機関から一括返済を求められたりして資金繰りに窮することがあり、破産申立てをせざるを得ないことがあります。

強制執行の手續係属中に、債務者に対する破産手續開始決定がなされると、強制執行は失効します(破産法42条2項)。

破産手續開始決定がなされると、破産債権を個別に行使することはできなくなります(破産法100条1項)。財団債権については、破産財団から随時弁済を受けるものと規定されますが(破産法2条7項)、破産財団の不足により破産管財人から按分弁済を受ける可能性がありますので、破産管財人からの弁済を待たずに個別に権利行使することは認められません。破産手續開始決定がなされると、個別の権利行使が許されない破産債権や財団債権に基づく強制執行を続行させることはできませんので、失効させるのです¹。

強制執行が失効すると、破産管財人は、執行機関に対し、強制執行の目的物やその換価金の引渡しを求めることができます²。

執行機関が、執行債務者に対して破産手續開始決定がな

若杉 洋一
Yoichi Wakasugi

PROFILEはこちら



阪口 亮
Ryo Sakaguchi

PROFILEはこちら



されたことを直接知ることはありません。執行債務者に対する破産手續開始決定がなされたことを知らずに執行機関が手續を進行させてしまうこともあります。しかし、破産手續開始決定の時に係属中の強制執行は失効しますので、その後例えば配当がなされたとしても、後に破産管財人から不当利得として配当金の返還を求められることになります。そのようなことにならないよう、執行債務者は破産管財人に対し強制執行を受けていることを報告し、破産管財人は執行機関に対し破産手續が開始したことを報告するのが実務上の取扱いです。

失効するのは破産手續開始決定時に係属している強制執行であり、破産手續開始決定時に既に終了している強制執行は失効しないと解されています。強制執行は、配当がなされる場合には配当が実施されて終了します。この強制執行の終了と破産手續開始決定との先後により、先行する強制執行が失効するか否かが決まることになります。

この強制執行の終了に関し、最近、最高裁が注目すべき判断を示しました(最高裁平成30年4月18日第二小法廷決定)。

事案は次のとおりです。

①Xは、aに対する貸金債権につき、執行力ある公正証書に基づき、aの所有する株式(株券不発行、振替株式ではない)に対する差押えを申し立て、差押命令を受けました。X以外にも3名の債権者がそれぞれ同じ株式に対して差押えをし

1: 破産債権や財団債権に基づく仮差押えや仮処分、破産債権や財団債権を被担保債権とする一般の先取特権及び企業担保権の実行も失効します。これに対し、破産手續において別除権となる担保権の実行は失効しません。別除権は破産手續によらずに権利行使することができるからです(破産法2項9号、65条1項)。また、破産手續開始前からなされている滞納処分も失効しませんが(破産法43条2項)、これは租税債権の自力執行力を尊重する趣旨に基づくものと言われています。

2: 破産管財人は強制執行を続行させることもできます。強制執行が換価途中の段階にある場合、そのまま換価を続けた方が有利と判断されることがあるからです。この場合も換価金は執行債権者に配当されるのではなく破産管財人に引き渡されることになります。

した。

- ②売却命令がなされ、同株式は売却されました。
- ③売却代金について配当期日が行われ、差押債権者の1名が、X外1名に対する配当実施額全額に対して異議を述べ、配当異議訴訟を提起しました。
- ④執行裁判所は、異議のある部分、すなわち配当異議訴訟の被告となったX外1名に対する配当額については配当留保供託をし、異議のない部分、すなわちX外1名以外の2名に対する配当を実施しました。
- ⑤aに対して破産手続開始決定がなされました(配当異議訴訟につき結論はでておらず、供託金を原資とする追加配当も行われていない段階での破産手続開始決定です。)
- ⑥破産管財人は執行裁判所に対して執行取消の上申書を提出し、執行裁判所は株式差押命令を取り消しました。
- ⑦Xは、この決定を不服とし抗告しましたが、東京高裁はこれを棄却したため、最高裁に対し許可抗告をしました。

Xは、株式が売却された時点で、その売却代金は差押債権者の一般財産から離脱し、配当異議訴訟により差押債権者間でその帰属が争われているにすぎないから、その後に破産手続が開始したとしても破産債務者の一般財産を構成しない、よって、強制執行手続は終了しており、破産法42条2項本文の適用はないと主張して、最高裁の判断を仰ぎました。

しかし最高裁は許可抗告を退けました。以下、少し長くなりますが、決定のうち該当する部分を引用します。

「株券が発行されていない株式に対する強制執行の手続において、当該株式につき売却命令による売却がされた後、配当表記載の債権者の配当額について配当異議の訴えが提起されたために上記配当額に相当する金銭の供託がされた場合において、その供託の事由が消滅して供託金の支払委託がされるまでに債務者が破産手続開始の決定を受けたときは、当該強制執行の手続につき、破産法42条2項本文の

適用があるものと解するのが相当である。その理由は、以下のとおりである。

破産法42条2項本文は、破産手続開始の決定があった場合には、破産債権に基づき破産財団に属する財産に対して既にされている強制執行の手続は、破産財団に対してはその効力を失う旨を規定するところ、上記決定当時、既に強制執行が終了しているときは、同項本文の適用はない。

株券が発行されていない株式に対する強制執行の手続においては、執行裁判所は、当該株式につき売却命令による売却がされた場合、配当等を実施しなければならないとされている(民事執行法167条1項、166条1項2号)。そして、配当表記載の債権者の配当額について配当異議の訴えが提起されたために上記配当額に相当する金銭の供託がされた場合において、その供託の事由が消滅したときは、裁判所書記官が供託金について配当等の実施としての支払委託を行うことが予定されているのであって(民事執行法167条1項、166条2項、91条1項7号、92条1項、民事執行規則145条、61条、供託規則30条1項)、上記供託金は、上記支払委託がされるまでは、配当等を受けるべき債権者に帰属していないといえることができる。そうすると、この場合における上記強制執行の手続は、売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時にはもとより、その後も上記支払委託がされるまでは終了しておらず、それまでの間に債務者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産法42条2項本文の適用があるものと解することができる。」

株券が発行されていない株式(振替株式を除く)に対する強制執行の手続は、差押え、差押えにかかる株式の換価(売却命令の場合は執行官による売却)、売却代金の配当と進行します。配当期日において、配当異議の申出があった場合は、申出の無い部分はその限度で配当を実施し、配当異議の申出にかかる部分は配当異議の訴えの提起を条件に、その配当額に相当する金銭を供託させます(配当留保供託)。配当異議訴訟の結論が出て、供託事由が消滅した後、

当該金銭(供託金)の追加配当が実施されます。最高裁は、こうした供託金による追加配当がなされていない本件では、強制執行の手続が終了したとは言えないと判断しました。配当留保された金員は、供託されているものの執行機関の管理下にあり、差押債権者の管理下にあるとはいえません。債権者に対する公平な配当を確保するという破産法42条2項の趣旨に照らして、未だ差押債権者の管理下にない財産は破産財団に属するものと考えるのが相当です³。最高裁の上記判断に賛成したいと思います⁴。

我々が、債務者からご相談を受けるときは、いずれ破産等の申立てをしないとイケない状況にあるのであれば、全ての債権者に対する公平な配当が実現されるべく、できるだけ早く破産等の申立てを行います。事情によっては直ちに申立てができないこともあります。特に強制執行を受けた場合には、全債権者に対する公平な配当を志向して早急に破産等を申し立てるとするのが債務者側のマインドです。これに対し、債権者からご相談を受けるときは、債務者の状況はわかりませんし、直ちに破産等の申立てをすることは限らないので、できるだけ早く強制執行を行い、他の債権者に先立って債権回収を図りたいと考えます。しかし上述のとおり強制執行が債務者の破産等申立てを誘引することがあります。債権者からすると、強制執行の初期の段階で破産手続が開始したときはまだあきらめがつくのですが、強制執行が終盤にかかり配当が近づいてきたようなころに破産手続が開始するとひどく落胆します。

特に本件では、配当異議訴訟を提起した者を含む差押債権者2名に対して既になされた配当の効力は、破産手続が開

始しても失われませんので、自分達だけが配当を受けられなかったXらの悔しさはいかばかりかと思えます。

強制執行における配当では、配当表に記載された各債権者の債権額や配当額に不服がある債権者や債務者は、配当期日に配当異議の申出をすることができます⁵(民事執行法89条1項)。異議の理由に特に制限はなく、請求権の存在に関するものでも構いません。本件の配当異議訴訟ではXらの請求権の存在が争われたようです。請求権の存在に問題ある場合、通常は、債務者から請求異議訴訟が提起されるのではないかと考えられますが、本件では請求異議訴訟は提起されていないようです。配当異議訴訟は途中で終了していますので、配当異議に理由があるかどうかは不明です。このような経緯に照らすと、本件における配当異議がどうであったかは別として、Xが原審において、本件で破産法42条2項の適用を認めると、債権者が債務者と通じて、特定の債権者を害する目的で、配当異議を申し出た上で、債務者が自己破産を申し立てる可能性があることを主張したことも理解できます。この点に関し、東京高裁は、そのような事態は破産法上の否認や不法行為責任の追及により解決すべき問題であると判断しています。この東京高裁の判断自体に異存はないのですが、否認や不法行為の主張を維持するのは現実には容易ではないとも思います。

詳細な事情は分かりませんが想像の域を出ませんが、破産申立てがもう少し早くなされていたら、または、破産準備をしている差押債権者から、(異議理由あることを前提に)全ての差押債権者に対する配当異議の申出がなされていたら、Xらだけが配当を受けられないという事態は避けられたはずで

3: 金融・商事判例1550号59頁

4: 民事再生の事案ですが、差押債権者が取立訴訟において第三債務者と和解し解決金の支払いを待っているときに再生手続が開始した場合、差押債権者は解決金を受領する権限を失う(大阪地裁平成17年11月29日判決判タ1203号291頁)とか、差押債権者が、取立権に基づき第三債務者から約束手形を振り出させて満期を待っているときに再生手続が開始した場合、手続開始後に受領した手形金は不当利得となる(大阪高裁平成22年4月23日判決判例時報2180号54頁)という裁判例がありますので、参考してください。

5: 異議の申出をしたら配当異議訴訟を提起する必要があります(民事執行法90条1項)。異議の申出から1週間以内に訴状受理証明書を執行裁判所に提出しなければなりません。